

岡谷市テニス協会表彰規定

- 第1条 本会はこの規定を定めるところによりテニスの振興に功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰し、又はその表彰について推薦を行う。
1. テニスの関係役員で多年その役職に従事し誠実熱心にテニスの振興に貢献したものの。
 2. テニスの振興上特に施設の拡充、改善に寄与したものの。
 3. 競技会において特に優秀な成績を収めたものの。
 4. 前各号に該当しないが、テニス振興上特に表彰に値すると認められたものの。
- 第2条 表彰、又は表彰の推薦は役員会において審査しこれを行う。
- 第3条 表彰は表彰状及び記念品を授与してこれを行う。
- 第4条 表彰の推薦は日本体育協会及びその加盟団体又は関係行政機関に対しこれを行う。
- 第5条 この規定は平成元年4月1日に制定。